

論点に対する回答

分野	小型家電等の産業廃棄物の適切な処理等の促進及び電子マニフェストの利用拡大について
省庁名	環境省
<p>政府では、年間総手続件数が 10 万件を超える等の国民・事業者身近な手続について、行政サービスの改善や国民の満足度を図る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け、利用者目線でのサービス改善を継続的に実施する「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を推進している。</p> <p>「産業廃棄物のマニフェスト制度」は、令和 2 年度から上記取組に位置付けられるとともに、「当面の規制改革の実施事項（令和 3 年 12 月 22 日規制改革推進会議）」において、電子マニフェストについて「原則として全ての事業者の使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる」とされているところ。事業者の使用を義務付けるに当たっては、利便性が高く、利用者が使いやすい仕組みとすることが前提であり、また、デジタル化は目的ではなく手段であると認識し、社会全体の便益を最大化する方策を検討すべきである。</p> <p>こうした観点から、民間における創意工夫を機動的に活用するなど、デジタル原則（アジャイルガバナンス原則、官民連携原則（GtoBtoC モデル）等）を踏まえた検討が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点について回答されたい。</p> <p>【論点①】</p> <p>規制改革推進会議に対して、一般社団法人小型家電リサイクル協会（以下、協会）から別添の意見書が提出されている。</p> <p>産業廃棄物を適切に処理するとともに、小型家電等に含まれる所謂レアメタルといった貴重な資源の回収・再利用を促進することは、我が国の生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図る上で重要な課題。</p> <p>一方で、協会の意見書においては、“回収が進まない理由として、小型家電リサイクル法では事業者からの回収について、マニフェストの手続き・運用が義務となっており手間になっている”“中小企業・小規模事業者では「マニフェストの利用経験が無い」「排出量が少量にも関わらず運用に手間がかかる」等の理由から、リサイクル促進のボトルネックになってい”ると指摘</p>	

がなされており、必ずしも小型家電等の産業廃棄物が適切に処理されていない可能性がある。

「規制改革推進会議第3回デジタルワーキング・グループ（令和3年10月25日）」での議論及び「同ワーキング・グループからの書面による追加照会（令和3年11月2日）」への回答において、貴省より、電子マニフェストの“義務付け範囲の拡大の検討については、事業者や都道府県等に対するアンケートやヒアリングを令和4年春頃までに実施する”旨の見解が示されており、また、現在“紙マニフェストを利用している”事業者（中小企業・小規模事業者）に対してアンケート調査が実施されていると承知している。

協会より上記指摘がなされていることを踏まえ、調査結果については、協会等の関係者と広く共有しつつ、中小企業・小規模事業者における電子マニフェスト利用の課題やその解決策について、協会等の関係者と連携して検討を進めるべきと考えるが、貴省の見解及び今後の具体的な取組方針如何。

【回答①】

環境省としては、電子マニフェストを普及させることは重要であると考えており、中小企業・小規模事業者にも利用を広げることができるよう検討を行っている。要望者も含めて関係者の意見を聴く等し、検討を深めてまいりたい。

その上で、以下論点1から3についてそれぞれ回答する。

論点1について、協会の意見書の主旨は、論点に記載されているような「中小企業・小規模事業者における電子マニフェスト利用の課題やその解決策について、協会等の関係者と連携して検討を進めるべき」という指摘ではなく、「小型家電リサイクル法の再資源化事業計画における電子物流管理の仕組みを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）として代用しても問題ない等の見直しを行うべき」という指摘であると理解しているところではあるが、電子マニフェストの取組状況については、令和3年度に多量排出事業者の電子マニフェスト未加入者へのアンケート調査を実施し、その結果をJWセンターのホームページにおいて公表している（※）。

また、本年2月から3月にかけて、紙のマニフェストを使用する中小企業・小規模事業者を含めた排出事業者に対して、マニフェストの交付等の状況に関するアンケートを実施しており、その結果についても今後、公表予定である。同アンケート中の「電子マニフェストを利用しない又はできない理由」の質問については、「紙マニフェストの運用で問題がない」が回答者の66.9%

と最も高く、次いで「処理を委託している業者が電子マニフェストを利用できない」が18.8%、「導入のメリットが感じられない」が15.3%と続いている。さらに、「電子マニフェストの利用を促進するため必要な支援」の質問に対しては、「基本料金、利用料金の引き下げ」が回答者の40.6%と最も高く、次いで「電子マニフェストの利活用事例、マニュアル、説明動画等の充実」が34.0%、「電子マニフェストに関するセミナーや説明会の充実」が、30.6%と続いている。

今後、中小企業・小規模事業者の電子マニフェストの利用が進むよう、アンケートの結果を踏まえた課題の解決策や改善策を検討する予定である。また、その過程において関係業界の御意見を参考として検討を行うこととしたい。

※

https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2022/04/R03_chousa_taryoumika_nyu_anq.pdf

【論点②】

東京都では、事業者から排出される小型家電について、適切な処理と回収・再利用促進のため、モデル事業として、宅配便を活用した小口回収を実施していると承知している。

中小企業・小規模事業者が事業用として使用している小型家電等を産業廃棄物として排出する場合、事業者毎の排出量は少量であるとともに、恒常的に産業廃棄物を排出する属性の事業者でない場合、上記の協会からの指摘にもあるとおり電子マニフェストの利用方法等について、十分に認知・習熟していない可能性がある。

上記の通り、事業者に使用を義務付けるに当たっては、利便性が高く、利用者が使いやすい仕組みとすることが前提であるところ、東京都での先進的な取組における手法を事業者がどの様に評価しているかを参考とし、マニフェストの意義は維持しつつも、宅配便を活用した小口回収等の事業者にとってより利便性の高い仕組みの構築について、制度所管たる貴省が主体的に関係者と連携して検討を進めるべきと考えるが、貴省の見解及び今後の具体的な取組方針如何。

【回答②】

東京都での取組は、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた場合に限り許可が不要となる特例であり、産業廃棄物管理票とは別の任意の手段として宅配便を活用したものと承知している。

電子マニフェストをより利便性の高い仕組みとすることについては、回答①のとおり、今後、アンケートの結果を踏まえた課題の解決策や改善策を検討する予定である。また、その過程において関係業界の御意見を参考として検討を行うこととしたい。

【論点③】

論点②に関連して、新たな仕組みの構築を検討するにあたっては、宅配便等の既存システムと電子マニフェスト制度との情報連携等によるワンストップを図るとともに、全国で導入が容易な制度とすべきと考えるが、貴省の見解及び今後の具体的な取組方針如何。

【回答③】

電子マニフェストシステムに加入している事業者は、ASP事業者（自ら保有し運営するEDIシステムをサービス提供している事業者）が提供するEDIシステムを利用することにより、現にEDI方式（加入者と情報処理センターのサーバ間で電子マニフェスト情報のデータ授受を行う方式）での電子マニフェストシステムとの情報連携が可能となっており、これを活用していただくことが考えられる。EDI方式で電子マニフェストシステムに接続するシステムを提供しているASP事業者については、JWセンターのウェブサイト（※）にリストを公開してサポート窓口を案内している。

また、要望元に対しては、電子マニフェストシステムを運用しているJWセンターとの意見交換の機会を調整する。

※

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/info/edi/support.html>